

就学援助制度のお知らせ

令和8年度版

鎌ヶ谷市では、国公立小・中学校へ通学されているお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的理由でお困りのご家庭に対し、学用品費や給食費等の援助を行っています。

1 援助の対象となるご家庭

対象(①から⑩いずれかに該当する方)	区分
① 生活保護を受給している	要保護
② 生活保護が停止又は廃止になった ※措置から3か月以内で世帯構成員に変更がない場合	準要保護
③ 児童扶養手当を受給している ※児童手当・特別児童扶養手当ではありません	
④ 市民税が非課税又は減免されている(世帯全員)	
⑤ 個人の事業税が減免されている	
⑥ 固定資産税が減免されている ※新築住宅や一定の改修家屋の減額等は対象外	
⑦ 国民年金保険料が免除されている(世帯全員)	
⑧ 国民健康保険料が減免又は徴収猶予されている(世帯全員) ※厚生年金ではありません	
⑨ 新たに生活福祉資金の貸付を受けている	
⑩ 収入が少なく生活が困難である(世帯全員) ※ご家族の総所得額が認定基準額(生活保護基準の1.2倍)未満のご家庭	

<特記事項>

★①～⑨は申請時点で措置が継続している場合に限りです

★④、⑦、⑧、⑩は世帯全員(同一住所にお住まいの方含む)が該当する必要があります

2 申請を希望する場合(申請は、学校で2月末まで受け付けています)

(1) お子さんが通う学校にお申し出いただき、申請書兼同意書及び口座振替依頼書(以下、申請書という。)をお受け取りのうえ、必要事項を記入し、学校に提出してください。

申請理由や審査時期等により、必要な添付書類がありますので、「3 申請に必要な書類」及び申請書の記載例を確認のうえ、申請書と一緒に提出してください。

(2) 1つの学校で1枚の申請書を提出することとなりますので、小学生と中学生のお子さんがあるなど、就学している学校が異なる場合は、それぞれの学校に申請書を提出してください。

その場合、必要な添付書類は、上のお子さんが通う学校へ提出してください。

※ 提出書類に不備等がある場合、教育委員会から通知、または連絡させていただきます。

<注意事項>

★1 令和7年度に認定を受けた方でも、令和8年度引き続き就学援助を希望する場合は、申請が必要です。

★2 令和7年度に認定を受けた方で、令和8年1月から3月の間に「継続申請」としてすでに学校に申請書を提出した方は、改めて申請する必要はありません。

3 申請に必要な書類(添付書類がないと審査できないため、提出忘れにご注意ください)

申請理由	申請書兼同意書	所得に関する証明書	賃貸借契約書	障害者手帳	その他の書類●
① 生活保護を受給している	○	×	×	×	×
② 生活保護が停止又は廃止になった	○	×	×	×	×
③ 児童扶養手当を受給している	○	×	×	×	○児童扶養手当証書の写し
④-1 市民税が非課税されている(世帯全員)	○	×	×	×	×
④-2 市民税が減免されている(世帯全員)★	○	×	×	×	○減免決定通知書の写し
⑤ 個人の事業税が減免されている	○	×	×	×	○減免決定通知書の写し
⑥ 固定資産税が減免されている	○	×	×	×	○減免決定通知書の写し
⑦ 国民年金保険料が免除されている(世帯全員)★	○	×	×	×	○免除承認通知書の写し
⑧ 国民健康保険料が減免又は徴収猶予されている(世帯全員)	○	×	×	×	○減免決定通知書又は ○徴収猶予決定通知書の写し
⑨ 新たに生活福祉資金の貸付を受けている	○	×	×	×	○貸付決定通知書の写し
⑩ 収入が少なく生活が困難である(世帯全員) 詳細は下記参照	○	該当の方のみ○	該当の方のみ○	該当の方のみ○	

<注意事項>

- ①から⑨は、上記「その他の書類」(①②④-1は無し)のみで、所得に関する証明書等の写しは不要です。
- ★④-2と⑦は、世帯全員分(同一住所にお住まいの方含む)の減免決定通知書等の写しが必要です。

⑩ 収入が少なく生活が困難である(世帯全員)の場合

	所得に関する証明書	賃貸借契約書	障害者手帳
令和8年1月1日時点で、鎌ヶ谷市に住民登録をされている方	不要 6月以降に市の課税台帳等で所得の確認を行い審査します。※1	借家・借間にお住まいの方	障害者手帳をお持ちの方
令和8年1月2日以降に、鎌ヶ谷市に住民登録をした方	収入のあった全員の市民税課税証明書※2(1月1日現在、住民登録があった市町村で交付を受けてください※3)	⇒最新(申請日時点)で有効の契約書(住所・借主・貸主・契約期間・家賃額明記)の写し	⇒手帳(氏名や等級が記載されているページ)の写し

～「所得」とは～

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書や市町村発行の課税証明書の「所得金額の合計」となります。

- ※1 就学援助を希望する場合は、収入がない場合でも、原則として住民税の申告は必要です。申告については、鎌ヶ谷市役所課税課市民税係(047-445-1094)に確認してください。
 - ※2 同一住所にお住まいの方(住民票の世帯が別の場合や同居人も含む)全員分(18歳以下及び大学生等は除く)の課税証明書などを提出してください。
公的年金を受給している祖父母と同居している場合は、年金の源泉徴収票を提出してください。
 - ※3 所得証明書類を、前住所地で発行された課税証明書とする場合、申請書のみ先に提出し、6月以降に前住所地へお取り寄せのうえ、追加で提出してください。また、所得証明書類がなく、マイナンバーでの調査を希望する場合は、学務保健室にお問い合わせください。
- その他 単身赴任者がいて、住民票が鎌ヶ谷市にはないが生計を一にしている場合は、単身赴任者の源泉徴収票を添付してください。

＜認定基準額の目安＞下記の金額は目安としてお考え下さい。

認定基準額は、家族構成、年齢、家賃の有無などにより異なります。

人数	家族構成の例	持家	借家・借間
2人	母(41歳) 小学生(7歳)	約200万円	約286万円
3人	母(41歳) 中学生(13歳) 小学生(8歳)	約279万円	約365万円
	父(41歳) 母(41歳) 小学生(10歳)	約226万円	約312万円
4人	母(41歳) 高校生(17歳) 中学生(14歳) 小学生(9歳)	約327万円	約414万円
	父(41歳) 母(41歳) 中学生(14歳) 小学生(9歳)	約288万円	約374万円

※ ご家族の総所得額は、同一住所にお住まいの方(住民票の世帯が別の場合や同居人も含む)全員の所得の合算となります。

4 援助の種類と内容(認定時期により、援助を受けられる費目、金額は異なります)

支給費目	年間支給額		支給対象		支給時期
	小学校	中学校	要保護	準要保護	
学用品費 (当初以降は月割支給)	11,630円	22,730円		○	各学期末(7月、12月、3月)
通学用品費(4月認定者のみ、小1・中1は対象外)	2,270円	2,270円		○	1学期学用品費と同時支給
入学準備学用品費(対象:就学前・小6)※1	63,400円	81,000円		○	3学期学用品費と同時支給
新入学学用品費(対象:小1・中1の4月認定者)	63,400円	81,000円		○	1学期学用品費と同時支給
体育実技用具費(対象:中1)	—	柔道7,650円、 剣道52,900円のうち実費		○	実費確認後、2学期以降に支給
校外学習費(対象:該当学年)	実費	実費		○	
修学旅行費(対象:小6・中3)	実費	実費	○	○	
林間学校費(対象:小5・中2)	実費	実費		○	
給食費	実費	実費		○	
医療費(学校の健康診断で疾病が見つかった方が対象)※2	保護者負担分	保護者負担分	○	○	

※1 令和8年1月から3月に入学準備学用品費の支給を受けた方は、新入学学用品費は支給されません。

※2 医療費援助は、むし歯、中耳炎等の学校保健安全法で定められた疾病に限ります。
希望する場合は、医療機関へ提出する「医療券」を市役所窓口でお受け取りください。

【持ち物】学校からの健康診断結果の受診勧奨通知(交付窓口:学務保健室 平日 8:30~17:15)

5 援助の方法

令和8年度より、鎌ヶ谷市から保護者の指定口座へ振り込みとなります。申請書内の「振込先指定口座」「委任欄」を必ずご記入ください。

なお、学校徴収金は免除となりません。よって、学用品費等に滞納が発生した場合は申請書の委任欄をもって、指定口座ではなく、学校長口座へ振り込みとなりますのでご了承ください。

6 支給時期

- ①年3回(原則、各学期末の7月、12月、3月の各月中下旬頃)に分けて支給します。
 - ②校外学習費、体育実技用具費、修学旅行費などは実費確認後の学期末に支給します。
- ※転出される方は支給額に変動がございますので、判明次点でお早めにご連絡ください。

7 よくある質問

問1 認定の通知書が届いたにも関わらず、学校給食費が引き落とされた。又は納付書が届いたので支払った。

答1 支払った分は年度末までに精算します。認定後に引き落とし停止又は納付書送付停止を行います。

なお、精算のお問い合わせは、学校給食センター(047-445-5640)へお願いします。

問2 校外学習、林間学校や修学旅行にかかった費用は、いつ振り込まれますか？

答2 早くても実施した学期末に支給いたします。しかし、それぞれの事業に係る経費が確定後に、学校から実施報告書の提出を待つため、場合によっては学期をまたぐこともございます。

8 その他

- ・ 認定後に世帯状況に変更があった場合は、必ず学校又は学務保健室に連絡してください。連絡がない場合は、援助できなくなることもあります。
(例)再婚 又は 離婚した、同居家族が増えた 又は 減った、賃貸住宅から持ち家に引っ越した等
- ・ 申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取り消し、支給済みの援助費を返還していただくことがあります。
- ・ お子様安心して学校生活を送れるようにするため、学校と連携しながら就学援助を行っています。申請内容については、プライバシーに十分配慮して取り扱います。

お問い合わせ先

鎌ヶ谷市教育委員会 学校教育課 学務保健室

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 鎌ヶ谷市役所 5階

電話 047-445-1501 (直通)